

第69回全国植樹祭基本計画策定業務委託(宿泊・輸送等) 仕 様 書

1 業務名

第69回全国植樹祭基本計画策定業務（宿泊・輸送等）

2 目 的

全国植樹祭の開催目的を達成するため、平成27年1月に全国植樹祭福島県準備委員会が策定した「第69回全国植樹祭基本構想」を踏まえ、大会の宿泊・輸送等業務に係る基本計画案を策定する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から平成28年11月30日まで

4 基本計画案の内容

(1) 招待者等の管理業務に関する計画

招待者の名簿の作成、招待事務の一元管理の方法についての計画

(2) 招待者等の宿泊に関する計画

宿泊申込受付、宿泊先の手配・配宿、料金の設定等についての計画

(3) 招待者等の輸送に関する計画

輸送手段、輸送ルート、運行計画、必要台数の算定等についての計画

(4) バス運行計画及び駐車場の利用計画、交通誘導等に関する計画

輸送バスの運行に係る計画、駐車場の設置計画、交通誘導等に必要なサイン・チラシ・看板等の作成、設置、配布等についての計画

(5) 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する計画

招待者等の記念品・IDカード・胸章等の作成及び配布等の計画

(6) 受付等に関する計画

各宿泊施設や会場における大会受付、資料の配布等の計画

(7) 参加者への弁当、お茶の配布に関する計画

弁当やお茶の企画、管理・配布・回収についての計画、衛生管理方法等の計画

(8) 視察旅行に関する計画

視察旅行（参加者負担）の企画・実施に係る計画

5 成果品の提出

- (1) 基本計画案（宿泊・輸送等）A4判縦両面印刷 10部
- (2) 上記計画案の原稿及び図等素材の電子ファイル（※）（CD又はDVD）2枚
〔※ Microsoft Word®、Microsoft PowerPoint®またはMicrosoft Excel®を使用のこと。〕

6 基本計画策定における留意事項

- (1) 招待者の区分及び人数については、別紙を参照のこと。
- (2) 本大会では県内・県外招待者を合わせて6,000人程度の参加を予定しているが、式典会場となる南相馬市周辺だけでは、参加者の宿泊施設を十分に確保することは困難であること、大会前日に開催されるレセプションは400人以上の招待者を収容できる会場で実施することとなるため、レセプション会場及びその参加者の宿泊先は、相双地域以外の地域になること、大会前日に開催される第47回全国林業後継者大会への参加者はいわき市に宿泊することとなることを踏まえ、以下の事項に特に留意すること。
 - ① 式典会場への移動時間や利便性に配慮した宿泊施設を確保する計画とすること。また、安全・快適かつ効率的な輸送方法とする計画とすること。
 - ② 招待者が宿泊するにあたり、火災や地震等の災害発生時や救急患者発生時における宿泊施設側の対応が適切かつ確実に提供される計画とすること。また、全ての参加者を定刻までに式典会場に入場させなければならないため、交通事故や災害、渋滞、車両故障など、緊急時や不測の事態に対応できる計画とすること。
 - ③ 宿泊先での食事や移動時間を利用して、本県の観光や物産の魅力、食の安全性や復興に取り組む姿を効果的にPRできる計画とすること。また、招待者への配布物や弁当、視察旅行においても福島県らしさを伝えられる計画とすること。
- (3) 基本計画の作成にあたっては、実行委員会、福島県その他関係者と密に連携を図るとともに、実行委員会が別に委託契約を締結した宿泊・輸送等を除く基本計画策定業務の受託者と十分に調整しながら作成すること（※）。
〔※ 宿泊・輸送等を除く基本計画と、宿泊・輸送等に係る基本計画を一本化して「第69回全国植樹祭基本計画」を策定するため。〕
- (4) 作成する基本計画の内容は、協議により追加、修正、削除することがある。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこと。
- (4) 基本計画の作成にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。
なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。
- (5) 基本計画及びその素材、成果品についての物権及び著作権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き実行委員会に帰属する。
- (6) 本大会の開催にかかる予算編成作業等に必要のため、平成 28 年 9 月末までに基本計画案及び大会概算経費（※）の中間報告を別途行うこと。

〔※ 大会概算費用については年度毎に算出するとともに、実施計画書作成業務や招待者管理に関する業務等、内容ごとに区別すること。〕

(別紙)

招待者の区分及び人数 (H28. 7月時点での想定)

区 分		内 訳	人 数	
中央特別招待者…①		公益社団法人国土緑化推進機構会長、 国務大臣、林野庁長官、福島県知事、 県議会議員、愛知県知事、南相馬市長、 公益社団法人国土緑化推進機構理事 長等	30	
特別招待者	県外特別招待者	県選出国會議員、中央官庁・団体関係 者、緑化功労者、コンクール入賞者、 その他機構理事長及び実行委員会会 長が認める者等	270	
	県内特別招待者	県議会議員、市町村長、緑化功労者、 実行委員会委員等	350	
	特別招待者 計…②		620	
一般招待者	県外一般招待者	都道府県推薦者	各都道府県森林・林業関係者等	1,200
		震災支援招待者	県人会、「がんばろう ふくしま！」 応援企業、全国植樹祭を通じて御支援 いただいた県等の関係者	700
		県外一般招待者 計…(a)		1,900
	県内一般招待者	市町村推薦者	各市町村森林・林業関係者等	1,000
		県内各学校	小学校、中学校、高等学校及び特別支 援学校の児童、生徒等	550
		関係団体等	各専門委員会委員、実行委員会委員が 属する団体の関係者等	400
		公募	一般公募による招待者	1,500
		県内一般招待者 計…(b)		3,450
	一般招待者 計…③ ((a) + (b))		5,350	
	中央特別招待者・特別招待者・一般招待者 計… (①+②+③)			6,000